

環境部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和6年1月18日から同年3月27日まで

3 監査の対象及び範囲

環境部の所管に属する令和5年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 支出に関する事務

ア 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、非常勤特別職員の

日額による報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数に応じ、翌月15日までに支給することとされているが、第78回環境審議会出席委員報酬について、令和5年7月31日分の報酬が同年8月22日に支給されていたので、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(環境政策課)

イ 予算決算及び会計規則によると、資金前渡の精算について、事件又は用務終了後10日（休日を定める条例に規定する本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成し、領収書を添えて会計管理者に提出しなければならないとされているが、資金前渡により支出手続が行われたごみトーク（分別変更説明会）に係る時間貸駐車場使用料（7・8月分、計4件）について、令和5年9月25日に用務が終了したものの、令和6年2月20日に行われた定期監査の現金の調査の時点において休日を除く10日を超えて資金前渡の精算が行われていなかったため、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(環境政策課)

(2) 財産管理に関する事務

ア 予算決算及び会計規則によると、常時継続して資金前渡を受ける者は、資金前渡受払簿を備え、当該資金前渡の受払いを明らかにしておかなければならないと規定されているが、常時継続して資金前渡を受けている環境政策課における駐車場使用料（ごみトーク使用分）並びに久里浜収集事務所における駐車場使用料及び有料道路通行料について、資金前渡受払簿を備えていなかったため、予算決算及び会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

(環境政策課及び久里浜収集事務所)

イ 物品会計規則によると、課長等は所管する備品に備品整理票を貼付して整理しなければならないとされているが、次の備品について備品整理票が貼付されていなかったため、必要な措置を講じるとともに、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

所 属 名	品 名	備品番号	金 額	取得年月日
広域処理センター	ボール盤	0000032384	302,500 円	2020年2月21日
久里浜収集事務所	エアコン	1000009116	1,232,000 円	2022年9月14日
久里浜収集事務所	エアコン	1000011097	1,210,000 円	2023年8月4日

(広域処理センター及び久里浜収集事務所)